第二条

1　2の規定は、附属書Ⅱ－Aに掲げる対応する規定に代えて、適用する。

2　(a)　一方の当事国は、他方の当事国が指定した航空企業が次のいずれかに該当する場合には、当該航空企業につき、附属書Ⅱ－Bに掲げる対応する規定に定める特権、権利若しくは許可を与えず、若しくは取り消す権利又は当該航空企業による当該特権若しくは当該権利の行使若しくは当該許可につき必要と認める条件を付する権利を留保する。

(i)　構成国である当事国が指定した航空企業については、

(A)　当該航空企業が当該当事国の領域内に設立されておらず、又は欧州連合の法令に従っていずれかの構成国が与える有効な運営免許を有していないこと。

(B)　航空事業者証明書の交付に責任を有する構成国が当該航空企業の効果的な規制上の管理を実施せず、若しくは維持しないこと又はその指定に際して関連する航空当局が明確に特定されていないこと。

(C)　当該航空企業の過半数の所有及び実効的な支配が構成国若しくは附属書Ⅲに掲げる国又はこれらの国の国民に属していないこと。

(D)　当該航空企業の主たる営業所が運営免許を受けた構成国の領域内に所在しないこと。

(E)　当該航空企業が航空業務に関する日本国と他の構成国との間の協定に基づいて運営許可を与えられており、かつ、当該航空企業が日本国と当該当事国との間の協定に基づき当該他の構成国内の一地点を含む路線において協定業務を運営することにより、当該日本国と他の構成国との間の協定の下での路線及び輸送力に対する制限を回避することとなる旨を、日本国が証明することができること。

(F)　当該航空企業がいずれかの構成国により交付された航空事業者証明書を保有し、かつ、日本国と当該構成国との間に航空業務に関する協定が存在しない場合において、当該構成国が日本国の航空企業による日本国と当該構成国との間の国際航空業務の運営に同意していないこと。

(ii)　日本国が指定した航空企業については、当該航空企業の実質的な所有及び実効的な支配が日本国又は日本国の国民に属していないこと。

(b)　日本国は、この2の規定に基づく権利を行使するに当たり、構成国である当事国が指定した航空企業であって、その過半数の所有及び実効的な支配が構成国若しくは附属書Ⅲに掲げる国又はこれらの国の国民に属しているものの間で、その所有及び支配を理由とした差別を行ってはならない。もっとも、(a)(i)(E)及び(F)の規定に基づく権利の行使を妨げるものではない。

第三条

1　附属書Ⅰに掲げる協定のそれぞれにおいて、当該協定の当事国である構成国の航空企業について言及するときは、当該構成国が指定した航空企業について言及するものと了解する。

2　1の規定によるほか、附属書Ⅰに掲げる関連する協定の規定であって附属書Ⅳに掲げるもののそれぞれにおいて、当該協定の当事国である構成国の航空企業について言及するときは、当該構成国が指定していない当該構成国の航空企業についても言及するものと了解する。

第四条

附属書は、この協定の不可分の一部を成す。

第五条

1　いずれの一方の締約者も、この協定を改正するため、いつでも他方の締約者との協議を要請することができる。この協議は、要請の受領の日から六十日の期間内に開始する。

2　この協定は、両締約者間の合意により改正することができる。改正は、次条に規定するところにより効力を生ずる。

3　2の規定にかかわらず、附属書のみに係る改正は、それぞれの内部手続に従い、日本国政府と欧州連合との間の外交上の公文の交換によって行うことができる。

第六条

1　一方の締約者は、他方の締約者に対し、外交上の経路を通じて、この協定の効力発生のために必要とされる内部手続が完了したことを確認する通告を行う。

2　この協定は、遅い方の通告が受領された日の属する月の翌月の初日に効力を生ずる。

3　この条の規定に基づく欧州連合に対する通告は、欧州連合閣僚理事会事務総長に送付する。

第七条

1　附属書Ⅰに掲げるいずれかの協定が終了する場合には、この協定の規定は、終了する協定について、その終了の日に適用を終止する。この協定における当該終了する協定への言及は、その終了の日から無効とする。

2　附属書Ⅰに掲げる全ての協定が終了する場合には、この協定は、最後に終了する協定の終了の日に終了する。

第八条

1　この協定は、ひとしく正文である日本語、ブルガリア語、クロアチア語、チェコ語、デンマーク語、オランダ語、英語、エストニア語、フィンランド語、フランス語、ドイツ語、ギリシャ語、ハンガリー語、アイルランド語、イタリア語、ラトビア語、リトアニア語、マルタ語、ポーランド語、ポルトガル語、ルーマニア語、スロバキア語、スロベニア語、スペイン語及びスウェーデン語により本書二通を作成した。

2　解釈に相違がある場合には、この協定が交渉された言語の本文による。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千二十三年二月二十日にブリュッセルで作成した。

日本国のために
　正木靖

欧州連合のために
　ラーシュ・ダニエルソン
　フィリップ・コーネリス